

PTB パチンコホール会計基準

FAQ (よくある質問)

1、売上

1 - 1、ネット方式による売上の計上について

会計基準三 2 (2)にあるネット方式による売上について、会計処理の根拠は以下の通りである。

- (a) ネット方式の定義により、売上金額は貸玉の対価から景品原価（対価を客に戻した部分と考える）を控除した額とする。
- (b) 売上は、貸玉の対価を受け取り、景品を提供した日に計上する。
- (c) 通常は貸玉の提供と景品の提供は同じ日なので、問題は生じない。
- (d) しかし、貯玉が発生した場合には、(b)のすべてが完了した日、すなわち景品提供日に売上を計上する。
- (e) そのため、貯玉は、客が遊技する権利を翌日以降に留保したものの、ホールから見れば、対価を受け入れたものの、客が遊技をして景品を受け取る日まで売上計上を留保した負債と考える。

原則的な会計処理を設例により以下に示す。簡略化するためにすべて1玉1円とする。

1月10日 終業時の貯玉 80

1月11日 プリペイドカード販売額及び貸玉提供額 1,000

景品原価 400 終業時の貯玉残高合計 100

1)1/11 (借) 貯玉預り金	80	(貸) 売上	80	前日(1/10)の貯玉を売上に洗替
2)1/11 (借) 現金	1,000	(貸) 前受金	1,000	プリペイドカード販売額
3)1/11 (借) 前受金	1,000	(貸) 売上	1,000	貸玉対価による売上計上
4)1/11 (借) 売上	100	(貸) 貯玉預り金	100	貯玉を貸玉単価で売上から差引き、貯玉預り金(負債)に振替
5)1/11 (借) 売上	400	(貸) 景品原価	400	景品原価を売上から控除
6)1/12 (借) 貯玉預り金	100	(貸) 売上	100	1/11の貯玉の1)に相当する洗替

このうち、1)と4) (したがって6)も)の仕訳は、貯玉の変動を反映した業績を把握するために必要な仕訳であるが、貯玉の変動の影響について管理上の重要性が低ければ、決算期末のみに計上するだけの洗い替え処理でよい。

また、5)の仕訳に必要な景品原価の実績金額を毎日入手することが困難な場合には、期中は予定原価等管理上使用している景品単価に景品ごとの払出数量を乗じて計算したものの合計額を使用し、期末に実際原価に置き換えればよい。

1 - 2、ネット方式による売上の注記

会計基準三三の注記は、売上の注記として以下の通り記載する。

遊技球を貸与した対価	XXX 百万円
顧客に提供した景品原価	<u>(-) XXX 百万円</u>
差引：ネット方式による売上	<u>XXX 百万円</u>

2、売上原価・販売費及び一般管理費

2 - 1、景品原価のみを売上原価とした場合の販売費及び一般管理費の注記

会計基準五2の注記は、販売費及び一般管理費の注記として以下の通り記載する。

販売費及び一般管理費のうち店舗で発生した費用のおおよその割合はXX%であり、主たる費目と金額は以下の通りです。

遊技機関連費用	XXX 百万円
給与及び手当	XXX 百万円
賞与引当金繰入額	XXX 百万円
退職給付費用	XXX 百万円
法定福利費	XXX 百万円
減価償却費	XXX 百万円
家賃及び地代	XXX 百万円
支払手数料	XXX 百万円

3、貯玉

3 - 1、景品原価率の計算方法

会計基準八1 にいう景品原価率は、下記の算式により計算する。ただし、営業上の景品原価率などが下記算式の結果と差がないことが実績をもって説明できる場合には、当該原価率を下記算式に代えて使用することができる。この場合、パチンコ玉・スロットコインの別に貸玉単価ごとに異なる景品原価率を適用でき、計算した預かり景品の合計をもって負債計上額とする。

$$\text{景品原価率} = \frac{\text{当期景品原価}}{\text{当期売上高} + \text{前期貸玉加重平均単価} \times \text{前期末貯玉残数} - \text{当期貸玉加重平均単価} \times \text{当期末貯玉残数}}$$

3 - 2、貯玉手数料を徴収する場合の会計処理

客が貯玉を再プレイに利用する際に貯玉手数料として所定の玉数を減少させる場合、下記のように取り扱う。

1) グロス方式により売上が計上している場合

本 FAQ 3 - 1 の示した景品原価率の計算式の分母の前期末貯玉残数および当期末貯玉残数から貯玉手数料として徴収すると見込まれる玉数を差し引く。ただし、貯玉手数料が景品原価率に与える影響が明らかに軽微な場合には、この限りではない。

2) ネット方式により売上が計上している場合

会計基準八2 にある貯玉残高数量から貯玉手数料として徴収すると見込まれる玉数を差し引く。

4、遊技機

4 - 1、経済的使用期間の見積りの方法について

(遊技機の経済的使用期間)

遊技機の経済的使用期間は、遊技機が島設備に設置された時から撤去されるまでの期間である。パチンコホールは、遊技機に係るトータル・コストを最小化すべく、遊技機の店舗間移動あるいは同一店舗内での4円パチンコ・コーナーから1円パチンコ・コーナーへの移動等、遊技機の再使用を行っている。また、店舗より撤去された遊技機は、すぐに処分されるのではなく、再利用すべく店舗内バックヤードや保管倉庫等に仮置きされ、同一店舗あるいは他店舗に設置することが予定された遊技機も少なからずある。したがって、遊技機が島設備に初めて設置された時から最終的に撤去されるまでの期間を遊技機の経済的使用期間として捉えることになる。

(過去の経済的使用期間の実績値による見積)

遊技機導入の前にヒットするか否かを予想し、その使用期間を合理的に見積ることは困難であるため、遊技機の経済的使用期間を個々に見積ることは現実的ではない。

したがって、遊技機を適当にグルーピングし、それぞれのグループについて過去の回転率等を計算し、経済的使用期間を見積ることになる。過去の回転率等の計算は、直近の1年間から3年間でパチンコホール事業者が適切と認める期間を選択し、以後同じ年数を継続的に選択して計算する。

(グルーピングの方法)

遊技機のグルーピングに際しては、パチンコ、スロットの種類、1円パチンコや4円パチンコなどの業態、あるいは店舗を単位とし、パチンコホールの営業方針や遊技機の投入計画等を勘案し、事務処理コスト等の経済性も考慮しながら合理的な方法を選択する。

(保管している遊技機の取扱い)

店舗内バックヤードや保管倉庫等に存する遊技機の全てが再設置されるわけではなく、処分予定の遊技機や再設置の予定が不確実な遊技機も多い。回転率等の計算に際しては、処分予定の遊技機はすでに最終的に処分された遊技機と同様に扱うが、再設置の予定が不確実な遊技機については、過去に再設置された実績割合等を勘案し、再設置される遊技機の台数を見積もる。

4 - 2、経済的使用期間を見積もる単位について - 年数か月数か -

(年数法と月数法の基本的な考え方)

機能面から見れば、遊技機は長期にわたり使用可能であるが、パチンコホールは、営業活動の一環として毎月経常的に遊技機入れ替えを行なうので、人気のない遊技機は極めて早い段階で撤去され新機種に入れ替えられる。その結果、遊技機の経済的使用期間は、平均して1年に満たないのが実情である。これは一般的な有形固定資産と著しく異なるが、パチンコホール事業運営上の遊技機の重要性は一般的な有形固定資産と同様である。そこで、一般的な有形固定資産の経済的使用期間を年数で捉えることから、遊技機についても経済的使用期間を年数で捉えることが適当である。

しかし、月数で捉えることにより減価償却費の適切な期間配分に資するとパチンコホールが判断する場合は、月数で捉えても差し支えない。ただし、固定資産管理システムの耐用年数は年数による登録が一般的であることから、月数で捉えると固定資産管理の事務処理負担が増大することが想定される。結局、経済的使用期間を年数で捉えるか月数で捉えるかは、パチンコホールが減価償却費をどのように適切に期間配分するか、事務処理負担にいかに対応するか等を考慮して合理的に判断すべきものである。

(年数法をとる場合の端数の処理)

経済的使用期間を年数で捉える場合、年数が1未満の端数の処理が問題となる。

法人税法では、中古資産の耐用年数の算定等において1年未満の端数は切り捨て処理される。しかし、端数切り捨ての趣旨は、納税者の有利になることを意図されたものであって、一般的な論理に立てば四捨五入すべきである。具体的には経済的使用期間が0.5年未満であれば0年、0.5年以上1.5年未満であれば1年、1.5年以上2.5年未満であれば2年となる。

その上で、本基準九2(2)では、経済的使用期間が1年以下である場合には、月ごとに期間配分し、期末の未配分残額を貸借対照表に資産計上することを原則としている。ただし、当面の対応が手当てされていることにも留意されたい。

4 - 3、取得価額 10 万円未満の遊技機の会計処理

法人税法では取得価額が 10 万円未満の資産については、事業の用に供した日に損金処理することができる。この規定は、経理コストを考慮した重要性の観点から金額が一定額未満のものについて損金処理することを認容したものである。本基準・結論の背景五にある通り、税法の規定に従って会計処理を行い、財務諸表を作成している場合も本基準に則して会計処理した場合と同等に扱うことにしているので、取得価額 10 万円未満の遊技機を即時に費用処理することは合理的な会計処理と解釈される。

4 - 4、経済的使用期間が 1 年以下の遊技機の貸借対照表計上区分

一般的に耐用年数が 1 年以下の資産は、ワンイヤールールが適用され流動資産の区分に計上される。しかし、本基準・結論の背景五にある通り、経済的使用期間が 1 年以下という判断には遊技機の物理的な劣化という要素よりも市場における人気の継続性という不確実な要素が大きく影響すると思われるので、経済的使用期間が 1 年以下の遊技機を経済的使用期間が 1 年を超える遊技機と区別して貸借対照表に掲記する必然性がない。

また、企業会計原則が固定資産の残存耐用年数が 1 年以下となった場合でも固定資産に含ませて表示するとしていること、法人税法上は耐用年数が 1 年に満たない資産も固定資産として計上されることも併せて考えると、遊技機はその全額を有形固定資産の区分に計上することが適当である。

4 - 5、経済的使用期間が 1 年以下の遊技機に係る貸借対照表への注記

本基準九 3 に基づく注記は以下の通り記載する。

経済的使用期間が 1 年以下の遊技機の取得原価を期間配分した未配分残額
X X X 百万円

なお、本基準九 3 でいう「未配分残額と同等とみなされる金額」には、法人税法上の計算が遊技機の使用状況に照らして不合理でない場合、当該遊技機に係る法人税法上の償却後の簿価を含むものとする。その場合の注記は以下の通り記載する。

経済的使用期間が 1 年以下の遊技機に係る法人税法上の償却後簿価
X X X 百万円

以上